

## 参考資料

---

- 1 関係法令
- 2 食事バランスガイド\*
- 3 食品表示\*のいろいろ
- 4 松戸市食育推進体制
- 5 用語解説

## 1 関係法令

### 食育基本法\* (平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病\*の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率\*の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信

頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

#### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

#### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率\*の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率\*の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(以下、省略)

## 第3次食育推進基本計画（国）

- 食育基本法\*（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
- 平成28年度から平成32年度までの5年間について定める。

◇下線部は主な違いや新規部分

◇計画の概要

（キャッチフレーズ）実践の環（わ）を広げよう

### 【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

#### 1. 重点課題

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

#### 2. 基本的な取組方針（第2次計画から変更なし）

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率\*の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

### 【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成32年度までの達成を目指すもの）

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす
  - 《現状値》75.0%
  - 《目標値》90%以上
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食\*」の回数を増やす
  - 《現状値》週当たり9.7回
  - 《目標値》週当たり11回以上

- (3) 地域等で共食\*をしたいと思う人が共食\*する割合を増やす  
《現状値》 64.6%  
《目標値》 70%以上
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす  
《現状値》 子ども 4.4%、若い世代 24.7%  
《目標値》 子ども 0%、若い世代 15%以下
- (5) 中学校における学校給食の実施率を上げる  
《現状値》 87.5%  
《目標値》 90%以上
- (6) 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす  
《現状値》 地場産物 26.9%、国産食材 77.3%  
《目標値》 地場産物 30%以上、国産食材 80%以上
- (7) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす  
《現状値》 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合 57.7%、若い世代の割合 43.2%  
《目標値》 国民 70%以上、若い世代 55%以上
- (8) 生活習慣病\*の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等につづいた食生活を実践する国民を増やす  
《現状値》 国民の割合 69.4%、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数 67社  
《目標値》 国民の割合 75%以上、企業 100社以上
- (9) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす  
《現状値》 49.2%  
《目標値》 55%以上
- (10) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす  
《現状値》 34.4万人  
《目標値》 37万人以上
- (11) 農林漁業体験を経験した国民を増やす  
《現状値》 36.2%  
《目標値》 40%以上
- (12) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす  
《現状値》 67.4%  
《目標値》 80%以上
- (13) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

《現状値》国民の割合 41.6%、若い世代の割合 49.3%

《目標値》国民の割合 50%以上、若い世代の割合 60%以上

(14) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

《現状値》国民の割合 72.0%、若い世代の割合 56.8%

《目標値》国民の割合 80%以上、若い世代の割合 65%以上

(15) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

《現状値》76.7%

《目標値》100%

### 【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進(「ゆう活\*」等のワーク・ライフ・バランス推進、の記述を追加)
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進(「貧困の状況にある子供に対する食育推進」「若い世代に対する食育推進」の記述の追加)
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等(「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組、地域の食文化の魅力を再発見する取組の記述の追加)
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(「世代区分等に応じた国民の取組の提示(「食育ガイド\*」(仮称)の作成・公表)」の記述を追加)

### 【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進(「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加)
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し



## 第3次食育推進計画（県）

- 食育基本法\*第17条第1項に基づく都道府県計画として位置づける。
- 平成29年度から平成33年度までの5年間について定める。

### ◇計画の概要

（キャッチフレーズ）実践の環（わ）を広げよう

#### 【第1章 計画策定の基本的事項】

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

#### 【第2章 食をめぐる現状】

- 1 食を取り巻く社会情勢
  - (1) 千葉県の人ロ
  - (2) 千葉県における家族形態の変化
  - (3) 家計における外食・中食の割合
  - (4) 食の安全に対する不安感
- 2 食生活と健康
  - (1) 朝食の欠食状況
  - (2) 野菜摂取についての意識
  - (3) 体型に関する状況
  - (4) 生活習慣病\*等に関する状況
- 3 食料生産・流通に関する状況
  - (1) 千葉県は全国屈指の農林水産業県
  - (2) 千葉県における第1次産業就業人口の推移
  - (3) 県内卸売市場における県内産の取扱高
  - (4) 千葉県における農林水産物直売所の実態
  - (5) 千葉県産農林水産物の購入意向
  - (6) 千葉県における農林漁業体験施設の実態
  - (7) 食品ロスの状況
- 4 食育に関する状況
  - (1) 食育への関心度
  - (2) 「ちば型食生活\*食事实践ガイドブック」、「食事バランスガイド\*」の参考度

- (3) 郷土料理・行事食などの調理種類
- (4) 市町村における食育推進計画の作成状況

【第3章 第2次計画における指標の達成状況と課題】

- 1 第2次計画における指標の達成状況
  - (1) 食を通じた健康づくりに関すること
  - (2) 学校における食育に関すること
  - (3) 農林水産業の振興を通じた食育の推進に関すること
- 2 今後の課題

【第4章 千葉県が目指す食育の方向】

- 1 基本目標
- 2 3つの施策の方向
  - I 生産から食卓までの食のつながりを意識した食育の推進
  - II 子供から高齢者まで各世代に応じた食育の推進
  - III ちばの食育の推進体制強化

【第5章 具体的な取組】

- 第1 施策の体系
- 第2 施策の展開
  - I 生産から食卓まで食のつながりを意識した食育の推進
    - 1 魅力発信と地産地消\*の推進
      - (1) 千葉県産農林水産物の魅力発信
      - (2) 地産地消\*の推進
    - 2 生産者と消費者の交流の促進
      - (1) 農林漁業及び食に関する体験活動の促進
      - (2) 都市と農山漁村の交流活動の促進
    - 3 食文化の普及と継承
      - (1) 地域の食文化の情報発信・普及
      - (2) 地域の食文化の継承
    - 4 食の循環や環境を意識した取組の推進
      - (1) 環境にやさしい農業の推進及び消費者への理解促進
      - (2) 環境を意識した食生活の推進
  - II 子供から高齢者まで各世代に応じた食育の推進
    - 1 就学前の子供
      - (1) 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組

(2) 保育所等における食育の推進

2 小学生・中学生

(1) 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

(2) 学校給食を活用した食育の充実

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

3 高校生

(1) 学校における食育の指導体制と指導内容の充実

(2) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

4 青年期(概ね 19 歳～39 歳)

(1) 生活習慣病\*予防や健康づくりのための食育の推進

(2) 次世代を育むための食育の推進

5 壮年期(概ね 40 歳～64 歳)

(1) 生活習慣病\*予防や健康づくりのための食育の推進

6 高齢期(概ね 65 歳～)

(1) 生活習慣病\*予防や健康づくりのための食育の推進

(2) 低栄養傾向を予防するための食育の推進

Ⅲ ちばの食育の推進体制強化

1 食育を進める人材の確保

(1) 食育を進める人材の育成及び活動の促進

(2) 専門的知識を有する人材の養成

2 多様な関係者の連携強化

(1) 食品関連事業者等と連携した情報発信

(2) 事業者や団体等による食育を進めるための環境づくり

3 地域における取組の強化

(1) 食育推進運動の展開

(2) 市町村食育推進計画の策定促進と施策の推進

4 食に関する情報の提供

(1) 食品の安全・安心に関する必要な情報の提供

(2) 食品関連事業者等との連携による情報提供の充実

(3) 食生活等に関する情報提供

【第 6 章 指標及び目標値】

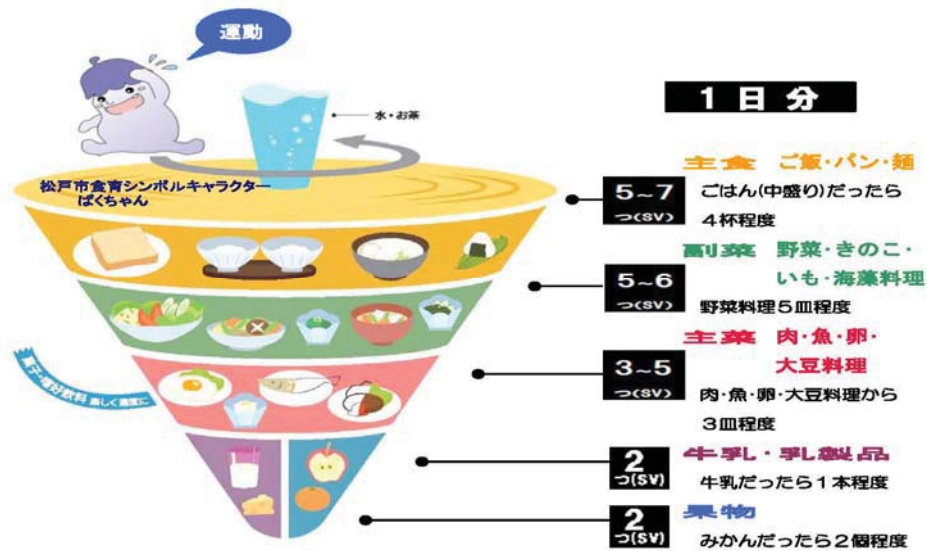
【第 7 章 推進に当たって】

1 推進体制

2 計画の進行管理

## 2 食事バランスガイド\*

### 松戸版食事バランスガイド\*



料 理 例	
1っ分 =	ごはん小盛り1杯 = おにぎり1個 = 食パン1枚 = ロールパン2個
1.5っ分 =	ごはん中盛り1杯      2っ分 = うどん1杯 = もりそば1杯 = スpaghettī
1っ分 =	野菜サラダ = きゅうりとわかめの酢の物 = 黒たくさん味噌汁 = ほうれん草のお浸し = ひじきの煮物 = 煮豆 = きのことステーキ
2っ分 =	野菜の煮物 = 野菜炒め = 芋の煮っころがし
1っ分 =	冷奴 = 納豆 = 目玉焼き一皿      2っ分 = 焼き魚 = 魚の天ぷら = まぐろとイカの刺身
3っ分 =	ハンバーグステーキ = 豚肉のしょうが焼き = 鶏肉のから揚げ
1っ分 =	牛乳コップ半分 = チーズ1かけ = スライスチーズ1枚 = ヨーグルト1/2パック      2っ分 = 牛乳瓶1本分
1っ分 =	みかん1個 = りんご半分 = かき1個 = 梨半分 = ぶどう半房 = 桃1個

※この「食事バランスガイド」は、健康な方々の健康づくりを目的に作られたものです。糖尿病、高血圧などで病院または管理栄養士から食事指導を受けている方は、その指導に従ってください。

## ③ 食品表示\*のいろいろ

### 原材料名

加工食品には、必ず原材料名がついています。使用した全ての原材料が食品添加物とそれ以外の原材料に分けられ、使用した重量の多い順に表示されています。

### 食品添加物

加工品の腐敗防止や着色など、さまざまな目的で、化学合成された食品添加物が使用されています。それぞれ実験で安全基準が定められていますが、何種類もの食品添加物を同時に摂取すれば、人間の体のなかで化学変化が起こる可能性があります。加工品を選ぶときは、なるべく食品添加物の含まれていないものや種類の少ないものを選ぶようにします。

### 賞味期限と消費期限

賞味期限は、比較的長くもつ食べ物に、消費期限は、いたみやすい食べ物に付けられます。長くもつ食べものとは、乾麺やクッキー、レトルト食品、清涼飲料水、冷凍食品、ハム、ソーセージ、さつまあげ、さらに牛乳や乳製品なども含まれます。こうした食べものは、所定の方法で保存すれば、賞味期限の期間内は、おいしく食べられることが保証されています。品質の劣化が比較的ゆっくりなので、賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。多少、味が落ちている可能性はありますが、まだ十分に食べられる場合も多くありますので、まずは匂いをかいだり味見をしたり、五感を使ってたしかめてみましょう。

いたみやすい食べものとは、ケーキなどの生菓子やお惣菜、調理パン、食肉、豆腐、生がきなどです。こうした食べものは、消費期限を過ぎると腐っている可能性があり、安全とはいえません。期限をすぎたら食べないほうが無難です。なお、いずれの期限も、開封する前の期限です。

### 牛肉の表示

牛肉の原産地表示は、牛が生まれた場所の表示ではなく、牛がもっとも長く飼育された場所をいいます。外国で生まれた牛でも、日本で育てば「国産牛」となります。日本で育った「国産牛」は、全て番号(個体識別番号)が付けられていて、牛肉のラベルには、それを表示するよう定められています。

ラベルに記された URL にインターネットでアクセスし、その番号から情報をたどると、その牛についての情報が調べられます。

「和牛」は、牛の種類を指す言葉で「国産牛」は、牛の育った場所を指しています。

### 魚の表示

魚介類に示されている原産地は、原則的に漁獲された水域(または養殖された水域)です。それが表示できない場合は、例外的に、水揚げ港か水揚げ港のある都道府県名のどちらかを表示してもよいことになっています。輸入の場合は、その原産国が表示されます。海水に含まれる水銀やダイオキシンなどの汚染物質が、魚の体のなかに蓄積し、濃度は、魚の体が大きくなるにつれ、高まります。特に妊娠中は、厚生労働省が注意を呼びかけているメカジキ、キンメダイなどの大型魚の摂取量に注意しましょう。また、沿岸にとどまる近海魚より、回遊魚(あじ、いわし、さば、鮭、さんま、たら、とびうお、かつお、ぶりなど)のほうが海水の汚染物質が蓄積しにくく安全性が高いとされています。

### 国産品と輸入品

国産の農産物と輸入品の違いは、作物を収穫した後で使われる、腐敗やカビを防止するための薬剤(ポストハーベスト農薬)の使用の有無です。国産にこのポストハーベスト農薬が使われることは、ほとんどありませんが海外から輸入される穀物や果物は、大量のポストハーベスト農薬が使われています。

国産品を選ぶ際には、原産地のほか市町村名、さらにできれば生産者名があるものを選ぶようにしましょう。



### JAS マーク

JAS 法(=農林物資の規格化等に関する法律)に基づき、品位、成分、性能などの品質についての日本農林規格(JAS 規格: Japanese Agricultural Standard)を満たす食品や農林産物などにつけられます。



### 特定 JAS マーク

JAS マークが成分、使用原材料、内容量などの品質全般にわたる規格であるのに対して、特別な生産の方法または特色ある原材料を使用しているものにつけられます。熟成ハム類や、地鶏肉、手延べ干しめんなどについて規格が定められています。



### 生産情報公表 JAS マーク

生産情報(誰が、どこで、どのように生産したか)を正確に記録、保管、公表していることを認定された牛肉、豚肉、農産物及び養殖魚につけられるマークです。牛肉については、個体識別番号に加えて、給餌情報、医薬品投与情報なども提供されます。



### 有機 JAS マーク

種まき、または植え付けの2年以上前から(多年生作物の場合は最初の収穫の3年以上)化学肥料及び禁止された化学合成農薬を使用せず、堆肥などによる土づくりを行った圃場において生産された農産物で、認定機関によって認められたものに表示されます。



### 特定保健用食品

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子をを整えたりするのに役立つ、などの特定の保健の用途に資する旨を表示するものをいいます。製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。なお、医薬品と誤解されるような、治療、予防などに関係する表現は認められていません。

### 特別用途食品



健康増進法に基づいて、病人用食品、妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳、高齢者用食品など特別の用途に適している食品であることを表しているマークです。国の許可を受けた食品のみがマークを表示することができます。

### HACCP (ハサップ)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染などの危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。この手法は国連の国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization) と世界保健機関 (WHO : World Health Organization) の合同機関である国際食品規格 (コーデックス) 委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。



## 4 松戸市食育推進体制

### (1) 食育推進会議

○松戸市食育推進会議条例

平成26年12月25日

松戸市条例第34号

(設置)

第1条 食育基本法\* (平成17年法律第63号) 第33条第1項の規定に基づき、松戸市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、食育の推進に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 食育に関する事業の効果的な推進に関する事項
- (2) 食育推進計画の策定並びにその普及及び推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 消費者
- (5) 生産者
- (6) 食品関連事業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、推進会議の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、推進会議の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 推進会議及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市食育推進会議委員	日額 8,500円
-------------	-----------

構成員

H29. 4. 1 現在

		所属	肩書	氏名
学識経験者	1	千葉大学大学院	教授	オオエ ヤスオ 大江 靖雄
	2	聖徳大学	准教授	ハライカワ マユ 祓川 摩有
	3	流通経済大学	教授	フルイ ヒサシ 古井 恒
	4	日本大学松戸歯学部	准教授	ゴトウダ ヒロヤ 後藤田 宏也
教育関係者	5	松戸市小学校長会	新松戸西小学校長	マツノ シゲタカ 松野 成孝
	6	松戸市学校栄養士会	東松戸小学校	ハヤシ ユウコ 林 裕子
医療関係者	7	松戸市医師会	理事	シマダ カオル 島田 薫
	8	松戸歯科医師会	理事	ツカモト ヤスノリ 塚本 康紀
消費者	9	松戸市 PTA 連絡協議会	顧問	クラタ トモミ 倉田 智美
	10	松戸市消費者の会	会長	ゴトウ アツコ 後藤 淳子
	11	松戸市社会福祉協議会	明第1地区 役員	モウリ タズコ 毛利 多壽子
生産者	12	とうかつ中央 農業協同組合	営農生活課 課長代理	ホンダ ヤスノリ 本多 康哲
食品関連事業者	13	松戸商工会議所	商業部会 理事	シバウチ ケンジ 芝内 健治
その他市長が必要と認める者	14	松戸市 私立幼稚園連合会	第二かきのき幼稚園 園長	マツウラ ヒロエ 松浦 博江

## 5 用語解説

	用語	解説
か行	共食	家族や仲間などと一緒に食卓を囲むことです。食事をとりながらコミュニケーションを図ることにより、食事の楽しさ、マナー、挨拶、食にかかわる基礎を身につけられると考えられています。
	経営耕地	農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計のことをいいます。
	孤食	家族が不在の食卓で、ひとりだけで食事することを意味します。 その他、個人の好きなものを食べる「個食」、スパゲティやパンなど粉を使った主食を食べる「粉食」、食べ物が固定している「固食」、食べる量が少ない「小食」などが使われます。
さ行	食育ガイド	乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた具体的な食育の取り組みの実践の最初の一步として、できることから始めるためのガイドです。

	用語	解説
さ行	食育基本法	近年における国民の食生活をめぐる環境の変化、具体的には、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身思考などの問題、また、食の安全や海外依存の問題の発生に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に平成17年7月15日に施行された法律です。
	食事バランスガイド	1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考にしていただけるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したものです。 健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成12年3月）を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定しました。

	用語	解説
	食品表示	JAS 法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)で、表示が定められているもので、野菜や果物などの農産物、肉や卵の畜産物、魚や貝などの水産物で加工していない生鮮食品には「名称」と「原産地」の表示が義務付けられています。生鮮の農産物などの原料を加工して製造された加工食品には、「名称」、「原材料名」、「賞味期限」などの表示が義務付けられています。このような一般的に適用されるルールのほか、それぞれの品目の特性に応じて、特別なルールが定められているものもあり、生鮮食品でも、お米には、「名称」、「原料玄米」などを表示しなければなりません。
さ行	食料自給率	国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標のことです。
	生活習慣病	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が大きい病気のこと、従来は「成人病」と呼ばれていました。(糖尿病、脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称です)
	選食力	健康を保つために何を食べたらいいのを見抜く力を「選食力」といいます。 「選食」とは、好きなもの、贅沢なものをえり好みすることではなく、自分の体にとって何が必要か、何が安全か、何をとれば健康になれるかを見極めることです。
	咀嚼	歯で食物をかみ砕き、かんで碎いていき、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、のみ込みやすい大きさにして、食物の消化吸收を高めることです。
た行	地産地消	地域で生産された産物(農林水産物)をその地域で消費することです。
	ちば型食生活	鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農畜産物や水産物を、上手に食事に取り入れたバランスのよい食生活を「ちば型食生活」と呼びます。

	用語	解説
	特定健康診査	40～74歳までの公的医療保険加入者が対象の内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診断で、2008年4月より導入されました。メタボリックシンドロームの判定を行い、保健指導対象者を抽出するものです。
は行	フッ化物塗布	歯科医師、歯科衛生士が歯面に直接フッ化物を塗布する方法です。乳歯むし歯予防として、また成人でもむし歯の予防として実施されています。
	フッ化物洗口	一定濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液を用いて、ぶくぶくうがいを行う方法で、永久歯のむし歯予防手段として有効です。
	放射性物質	放射性物質は放射能をもつ物質で、放射性ヨウ素や放射性セシウムなど、様々な種類があります。放射性物質がもつ放射能は、時間が経つにつれて弱まり、一定の期間が経つと半減する性質があります。放射能とは、放射性物質が放射線を出す能力のこと、放射線とは物質を通過する高速の粒子や波長が短い電磁波のことです。電球にたとえて説明すると、放射性物質が電球、放射能が電球が光を出す能力、放射線が光にあたります。
ま行	無形文化遺産	慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいいます。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものです。



	用語	解説
	松戸版食事バランスガイド	国の食事バランスガイド(用語解説 87 ページ参照)に松戸産の地場野菜や松戸市の食育キャラクター「ぱくちゃん」など松戸独自の記載、またレシピ紹介もあり親しみやすいバランスガイドとなっています。
や行	ユネスコ	国際連合教育科学文化機関のことをいいます。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。
	ゆう活	明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルです。
ら行	ライフステージ	個人の一生における幼年期・学童期・成年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。

## 第3次松戸市食育推進計画

(平成30年度(2018)～平成34年度(2022))

---

発行 松戸市

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

電話 047-704-0055

編集 松戸市 健康福祉部 健康福祉政策課

---

平成30年3月  
(2018)



